登録申請にあたって

- ○<u>登録申請書は A 4 片面</u> **のものに変更** となっておりますので、ご注意ください。申請書 3-1、3-2 それぞれに自署をお願いします。
- ○登録申請書・履歴書(入力用ファイル)をご用意しています。
- ○提出書類は 全て A 4 サイズ・片面 印字 (両面 不可) でご提出ください。(サイズの違うものは拡大・縮小コピー等により、A 4 サイズにしてください。)
- ○提出書類は<u>ホチキス止めをしない</u>でご提出ください。(ホチキス止めしているものは、<u>ホチキスを外してください</u>。)
- ○付箋等は原則付けず、やむを得ず付ける場合にも、最小限にしてく ださい。

税理士登録申請書

令和 年 月 日

日本税理士会連合会 御中

氏 名 (自 署)

税理士登録を下記により申請します。

記

			1												
1	(ふり 氏	がな) 名								性別	男・女	昭和 平成 令和	年	月 (日生 歳)
2	本	籍	₹												
3	住	所	₹								Т	ΕL	()	
4	. M. → M.		t 76	名 科	ŗ.										
4	逆理 近 <i>の</i>			所在地	₽	Ŧ	TEL	()		/ F	ΛΥ	()	
					名 称		IEL	()		/ Г	ΑΛ	()	
				 税理士法人の	4 45										
	税理	里士沒		主たる事務所	所在地	ı	TEL	()		/ F	АХ	()	
5	_	4.1			名 称										
	の社		貝	税理士法人の 従たる事務所	所在地	Ŧ	TEL	()		/ F	ΑX	()	
					名 称		122				/ -				
	税理士又は			税理士事務所	所在地	Ŧ	TEL	()		/ F	ΑX	()	
		ェエノ 里士治			名 称		ILL	(/ 1	11 21	(
6	の して	甫助者	育と 务に	だと 税理士法人の またる事務所		Ŧ	TEL	()		/ F	ΑX	()	
	税	理	士		名 称										
				税理士法人の 従たる事務所	所在地	Ŧ	TEL	()		/ F	ΑX	()	
	最	業 了)	昭和平月	成 年	月	日		`	,		<u>, </u>		`	卒業 修了	
		里士	昭和平月	成 年	月	目	税理士	試験合格・	税理士	試験纟	免除		((第	号)
8		生工なる格	昭和 平月 令和	和 成 年 和	月	日	弁護士	弁護士とな 資格を有す 者を含む。	る]・公	認会	計士	公認会になる資本の名	計士と 格を有 を含む	第	号)
	貝	TT	昭和 平月 令和	成 年	月	目							-	(第	号)

		期間	勤	務先、その所在地	勤務先における地位、 職務の内容
	現在				
9	までの 職 歴				
10		 第3条第1項に規定する事系 との申出(自己証明の場合に			
11		第4条各号のいずれにも及て る者に該当しないことの申出			
12		第 52 条に抵触する行為のな			
13	税理士法	第 53 条に抵触する行為のな	いことの申出		

履歴書

(税理士登録申請用)

令和 年 月 日現在

性別						
	昭・平・令	年	月	日生	満	才
里•廿						
77 5	住 所					
	(連絡先)					
			Tel	()	
	男・女	昭・平・令	田・井 田・井	明・平・令 年 月 サケ 住所 (連絡先)	明・平・令 年 月 日生 男・女 住 所 (連絡先)	明・平・令 年 月 日生 満 生所 (連絡先)

年月日	学 歷	昼間夜 間の別	年月日	職	歴
		昼・夜			
j	賞罰・免許・資格				
• •			• •		

そ	備 考(税理士会が記入すること)
0	
他参	
考	
事項	
快	



在職証明書

在 職 期	間	所属・役職等	職務の内容(詳細に記入すること)	備	考
年 年 月	日から 日まで				
年 月 年 月	日から 日まで				
年 月年 月	日から 日まで				
年 月 年 月	日から 日まで				
年 月 年 月	目から 日まで				

所在地又は住所

商号又は名称

代 表 者 (証 明 者) ED

在職証明書副票

証明者の名称又は氏名		補 正 記 入 (証明者においては記入しないこと)	
業種			
資 本 金 (会社の場合)	円		
従 業 員 数	人		
青色申告をしているかどうか	予色申告をしているかどうか している・していない		
登録申請者を青色事業専従者としているかどうか	している・していない		
源泉徴収簿作成の有無	有・無 出勤簿作成の有無 有・無		
その他参考事項			

- (注) 1 この副票は、在職証明書の証明日の現況により記載すること。ただし、申請者がすでに退職し、その事業所等が存在していない場合(例えば、開業税理士事務所が申請者の退職後に税理士法人になった場合等)は、申請者の退職時の現状により記載すること。
 - 2 補正記入の欄は、登録調査員又は事務局の担当者が、その調査の結果に基づき必要があると認めた場合に記載すること。

登録免許税の納付に係る領収証書貼付欄

(注) 1 申請書は各欄ごとに正確に記載すること。
2 税理士事務所又は税理士法人の所在地は、町名、住居表示番号等を明確に記載すること。
3 税理土となる資格で、表面記載の資格以外の者は、空欄に記載すること。
4 登録免許税の納付に係る領収書は、正本に貼付すること。
5 添付すべき写真は、おおむね締3.0センチ 横2.4センチの大きさの顔写真で、提出前6月以内に撮影したものとすること。
6 申請書は、5通作成し、設けようとする税理士事務所又は税理土法人の所在地を含む区域に設立されている税理士会に提出すること。7 郵送の場合は、書留によること。

誓 約 書

令和 年 月 日

日本税理士会連合会会長 様

住 所

氏 名

(自署)

私は、税理士法第4条第3号から第11号まで及び第24条各号のいずれにも該当しない者である ことを誓約いたします。

≪参 照≫

税理士法

(欠格条項)

- **第4条** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士 となる資格を有しない。
 - 一 未成年者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 国税若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑 に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日から5年を経過しないもの
 - 四 国税若しくは地方税に関する法令若しくはこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は国税通則法、関税法(とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けた者で、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過しないもの
 - 五 国税又は地方税に関する法令及びこの法律以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から3年を経過しないもの
 - 六 懲戒処分により税理士業務を行うことが禁止された者で、当該処分を受けた日から3年を経過しないもの
 - 七 第48条第1項の規定により第44条第三号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの
 - 八 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分 を受け、当該処分を受けた日から3年を経過しない者
 - 九 国家公務員法若しくは国会職員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法第14条第1項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第5条の2第2項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この号において同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分又は同法第15条第1項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分をいう。以下この号において同じ。)を受けた者又は地方公務員法の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められたことにより退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
 - 十 弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、 公認会計士法、弁理士法、司法書士法、行政書士法、社会保険労務士法又は 不動産の鑑定評価に関する法律の規定による懲戒処分により、弁護士会から の除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業 務の禁止、社会保険労務士の失格処分又は不動産鑑定士の登録の消除の処分 を受けた者でこれらの処分を受けた日から3年を経過しないもの(これらの 法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)
 - 十一 税理士の登録を拒否された者のうち第22条第4項の規定に該当する者又

は第25条第1項第一号の規定により税理士の登録を取り消された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの

(登録拒否事由)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士の登録を受けることができない。

- 懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法 書土、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された者又は不動産の 鑑定評価に関する法律第5条に規定する鑑定評価等業務(第43条において 「鑑定評価等業務」という。)を行うことを禁止された不動産鑑定士で、現 にその処分を受けているもの
- 二 報酬のある公職(国会又は地方公共団体の議会の議員の職、非常勤の職その他財務省令で定める公職を除く。第43条において同じ。)に就いている者
- 三 不正に国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又 は免れさせ、若しくは免れさせようとした者で、その行為があつた日から 2 年を経過しないもの
- 四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があった日から2年を経過しないもの
- 五 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑罰法令に触れる行為 をした者で、その行為があつた日から2年を経過しないもの
- 六 第48条第1項の規定により第44条第二号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
- 七 次のイ又はロのいずれかに該当し、税理士業務を行わせることがその適正 を欠くおそれがある者
 - イ 心身に故障があるとき。
 - ロ 第4条第三号から第十一号までのいずれかに該当していた者が当該各号 に規定する日から当該各号に規定する年数を経過して登録の申請をしたと き。
- 八 税理士の信用又は品位を害するおそれがある者その他税理士の職責に照ら し税理士としての適格性を欠く者

(登録の取消し)

- 第25条 日本税理士会連合会は、税理士の登録を受けた者が、次の各号のいずれ かに該当するときは、第49条の16に規定する資格審査会の議決に基づき、当該 登録を取り消すことができる。
 - 一 税理士となる資格又は第24条各号に規定する登録拒否事由に関する事項に ついて、記載すべき事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして第21条第1項 の規定による登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者で あることが判明したとき。
 - 二 第24条第七号(イに係る部分に限る。)に規定する者に該当するに至ったとき。
 - 三 2年以上継続して所在が不明であるとき。

2~3 (省略)

誓約 書

近畿税理士会会長 様

住所氏名(署 名)

私は、このたび税理士登録申請をいたしましたが、税理士法等の規定により、下記事項を厳守することを誓約します。

記

- 1. 登録日前に納税者に関与するなど、税理士法第52条(税理士業務の制限)及び第53条(名称の使用制限)に違反しないこと。
- 2. 他の税理士の業務を侵害若しくはそのおそれのある行為をしないこと。
- 3. にせ税理士と関係を結ぶような行為をしないこと。
- 4. 税理士業務を行っていくうえで守秘義務及び使用人等に対する監督義務を遵守すること。
- 5. 税理士法第42条(業務の制限)の規定に該当する場合は同条に違反しないこと。

[参 考]

(秘密を守る義務)

第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(使用人等に対する監督義務)

- 第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。 (業務の制限)
- 第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後1年間は、その離職前1年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。

但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

(税理士業務の制限)

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士 業務を行つてはならない。

(名称の使用制限)

第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

入 会 届

令和 年 月 日

近畿税理士会御中

(目者)		
氏 名		

【設立の税理士法人】に補助者として従事する 登録の税理士事務所】 税理士事務所を有する 設立の税理士法人の社員として常駐する ので、入会金及び会費を添えてお届けします。

(ふりがな)			性別	昭
氏 名			男 生年月日 女	平 月 日 平
登録年月日	令和 年 月	日	登 録 番 号	第 号
入会年月日	令和 年 月	日	税理士会退	会日 令和 年 月 日
住所	<u> </u>			
	電 話()	_		
【税理士事務所 】 税 理 士 法 人	<u> </u>			
所 在 地	電 話 ()	_	FAX () –
所 属 支 部 (事務所所在地)	支部	本籍 (申請者)	(都道府県名) 備	有考

検	
EΠ	
⊢l1	

無職期間の事情説明書

令和 年 月 日

近畿税理士会会長 様

住 所

氏 名

		1		
其	月	間	理由	生活状況及び生活費について (具体的に記入すること)
年	月	目から		
年	月	日まで		
年	月	日から		
年	月	日まで		
年	月	日から		
·				
年	月	日まで		
·	, •	,		
年	月	日から		
7	71	H W. O		
年	月	日まで		
+	刀	и ъ С		

退職理由説明書

近畿税理士会 会長 様

住 所

氏 名

7	在職期	間	勤務先名	退職理由※具体的に記入すること
年	月	日から		
年	月	日まで		
年	月	日から		
年	月	日まで		
年	月	日から		
年	月	日まで		
年	月	日から		
年	月	日まで		
年	月	日から		
年	月	日まで		

早期退職の理由説明書

近畿税理士会会長	様	

	住	所
	氏	名
1. 早期退職した理由		
77,300,000		

業務執行に関する誓約書

近畿税理士会会長 様

(設置・加入・所属 する予定の) 事務所名称 事務所所在地 申請者氏名(署名)

今般、私は、	に勤務の傍、上記のとお
り (開業税理士 ・ 社員税理士 ・ 所属税理	士) として税理士登録申請いたしますが、登
録後、同社(事務所を含む。以下同じ)勤務中は	、同社の業務の一環として税理士業務は一切
行なわないことを誓約いたします。	
今般、申請者	が税理士登録申請を行なうにあた
り、登録後、同人に当社の業務において税理士	業務は行なわせないことを誓約いたします。
ただし、同人が登録した税理士事務所におい	って、同人が税理士業務を行なうことについて
は承諾いたします。	
1	

所 在 地

勤務先名

代表者氏名

(署名又は記名登録印)

退職同意書

近畿税理士会会長 様

住 所

申請者氏名

私は、勤務先

なお、上記については当該勤務先から承認を得ていることを申し添えます。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

近畿税理士会会長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者 (署名又は記名登録印)



社員税理士・所属税理士

同意書 該当する方に を付してください。

近畿税理士会会長 様

申請者	申請者の住所・氏名を記入してください。					
住	所					
氏	名					

上記の者を 社員税理士 ・ 所属税理士 とすることに同意します。

勤務先の税理士事務	8所・税理士法人について記入してください。	
税理士事務所又は 税理士法人の名称		
税理士事務所又は 税理士法人の所在地		
税理士氏名 (税理士法人の場合 は社員税理士)	Œ	

同意者の押印については、この書面のほかに在職証明書を発行している税 理士・税理士法人の場合は、同証明書に添付した印鑑証明書と同じ印影に あわせて押印してください。

税理士事務所設置同意書

近畿税理士会会長 様

住 所氏 名

下記について、関係者から同意を得ていることを証します。

事務所予定地		

事務所の権利関係について以下のA~Cのうち該当するものに○を付けてください。

- A 家族(親族)の所有(共同所有含む)・・・・建物全部事項証明書を添付
- B 所有者と申請者間の(賃貸借 ・ 使用貸借)
 - ・・・・これに係る賃貸契約書等を添付
- C 所有者と申請者以外の賃借人間の貸借物件の転貸借(賃貸借・使用貸借)
 - ・・・所有者と賃借人間の原契約書 及び 転貸借に係る賃貸契約書等を添付

)

)

○同意者 ※1

住所又は所在地

氏 名(署名)

(申請者との関係※2

○所有者

住所又は所在地

氏 名(署名)

(申請者との関係※2

- ※1 同意者は、建物の管理組合がある場合は管理組合を、転貸借の場合は 原契約の賃借人を記載してください。また、所有者と同意者が同一の場 合は、どちらか一方に記載してください。
- ※2「申請者との関係」は「使用貸借」が該当した場合に記入してください。

建物全部事項証明書の所在と住居表示の違いについて

近畿税理士会 会長 様

住 所

氏 名

税理士事務所の設置予定所在地につきましては、自己所有物件に設置することとしておりますが、建物全部事項証明書の所在と住居表示の地番の部分に下記のとおり違いがございましたので、管轄する自治体に、同一地であることの証明を依頼しましたところ、発行できないとの回答でした。

従いまして、今般申請いたします税理士事務所の所在地につきましては、公的 証明を添付することができませんが、同一地であることに間違いはございません。

以上のとおりでございますので、登録審査におかれましては何とぞよろしくお 取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

	記
事務所所在地	
住 居 表 示	
建物全部事項	
証明書所在	

使用貸借契約書

貸主(,) を甲	、借主	() {	を 乙と	して	、下記不
動産(り	人下「貸	借物件	ا الح ر	う)に	ついて	、次	のとおじ	使用貸	貸借契	約を締	結し	た。
(貸借物	物件)											
第1条	甲は	、その	使用す	る下記	の建物	を乙に	こ対し、	無償で	貸与	し、乙口	はこ	れを借受
	ける。											
						記						
	所在均	也										
	名 和	尔										
	構造	告										
	床面和	責		_階		_m² (<u>f</u>	吏用貸借	区画に	は別紙	のとお	り)	
(使用貸	貸借の期	間)										
第2条	使用	貸借の	期間は	、令和	年	月	日よ	り令和	1	₹ 月		日までの
		年	間とす	る。た	だし、	甲はい	つでも	この契	約を	解除し、	、本	貸借物件
	の明渡	しを請	求する	ことだ	ができる	· .						
(修繕等	争)											
第3条				ての修	፟ 経・補・	修等の	費用は	、事由	及び1	さ目のし	ハか	んを問わ
	ず乙の	負担と	する。									
(用途等	- /											
第4条			借物件	を自己	己の事務	所以外	外の用道	ミに用い	いては	ならな	: l I。	
(転貸・												
第5条	乙は	、本貸	借物件	を第三	者に転	貸·譲	渡して	はなら	ない。			
	_ //> // +											
					こめ、本	契約書	ቔを2通	!作成し	、甲丸	文ひ乙	は署	名押印の
うえ、各	その 1	迪を所	持する	0								
	Tn.	/-										
令	不 ∐	年	月	日								
				甲(⊢ Р∕Т							
				п	- 47						cn.	
					: 名						印	
				乙倍	- 66							
				<u>ا</u> ک	⊏ <i>[</i> 7]							
				Е	: 名						ED	
				L	У П						-13	

事務所所在地と住所地が遠隔である場合の届出

近畿税理士会会長 様

		氏 名	
1.	事務所所在地と住所地が遠	隔でなければならない理由	
	3377777 III - 1 - 1 III - 1 - 1 III	<u> </u>	
2.		について記載してください(征	É業員がいる場合、その管理
	監督方法も記載してくださ	\'\)	
0	(
3.	1 77 - 1 1 - 0 - 77 - 0 7		中歩 1 わい
	住所地での税理士業務 従業員の有無	実施する ・ 有 ・	<u>実施しない</u> 無
	宝施す	有 1	////
	の方法		
4.	事務所への通勤手段、所要	時間、通勤頻度について	
	通勤手段		
	所要時間		
	通勤頻度 1週	あたり日程度	
<u>_</u>	分示地な(東数ボの)に際地):	エ)移転する予定がある場合ご記	オノギナい
υ.	上別地で(事務別の延隣地に 予定信		移転予定日
	7 / 2		年 月 日頃
			十 刀 口頃
6	仕託事に早仕していわい	または早仕地も致す予定がある	坦△ブ記1ノゼキい
Ο.	住別地に居住していない。	または居住地を移す予定がある 居 住 地(予定を含む)	物口に記入てたさい。
		7. 1. 7. (1,7.218)	
∕ £∺:	理士会使用欄(理由の補足等があれば	ϔ≑□ ス \ 	
─ 17℃	生工工区用欄(生由り無足寺がめれり	サロレノハ /	
	İ		

職務概要説明書

近畿税理	十合合	长	糕
火 取 が 上土	土ठठ	JX.	72/

<u>住</u>	所		
氏	名		

在職証明書に記載された職務の内容について、以下のとおり補足説明します。

◆業務内容について

期間	所属部署・担当業務	担当業務における会計業務の割合 (会計業務:その他の業務)

- ※「所属部署・担当業務」の欄には自身が行っていた業務内容を詳細に記載してください。
- ※税理士登録で求められる実務経験における会計業務とは、正規の簿記の原則に従って会計帳簿等を記録し、 その会計記録に基づいて決算を行い、財務諸表等を作成する過程において簿記会計に関する知識を必要とす るものです。
- ※簿記会計の知識がなくてもできる単純な事務(例:入力業務など)は会計業務から除いてください。 ※組織図を添付してください。

上記について相違ありません。

勤務先	
所 在 地	
商号・名称	
代表者	ED

大学院通学状況説明書

近畿税理	甲十二	会長	糕
カー 田を小ボト	ナムブ	75 K	72/2

住 所

氏 名

(勤	務	先)	
(35)	コンコ	ノロノ	

	_への勤務期間内における大学院通学については、	下記のと
おりです。		

大学院名	課程・ 専攻等			
大学院所在地				
	出勤日と通学日の重複・・・ 有 無			
	曜日 : ~ :			
	曜日 : ~ :			
n+ 88 /5/ 6/5	曜日 : ~ :			
時間割等	曜日 : ~ :			
	曜日 : ~ :			
履修状況	履修状況 別添のカリキュラム、単位取得表、成績表のとおりです。			
勤務先からの 通学時間	時間 分(利用交通機関)		
自宅・大学院				
間の移動手段				
と所要時間				
その他参考事項				

令和 年 月 日

記載内容に相違ありません。

勤務先

所 在 地

商号・名称

代 表 者

税理士事務所と会計法人の関係について

近畿税理士会会長 様

税理士事務所所在地 会計法人所在地

会計法人名称

税理士氏名 代表者氏名

1 登録申請者氏名

2 会計法人の設立年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

3 会計法人の設立趣旨について

4 会計法人の支店、営業所の有無について ア. 有 () イ. 無

- 5 会計法人の代表者と税理士との関係
- 6 会計法人の業務内容について
- 7 会計法人と税理士事務所との関係【契約(業務)区分・収支区分】について
 - (1) 税務・会計契約(業務)区分 ア. 税理士事務所一括契約(会計業務は法人へ外注) イ. 区分契約(事務所 税務、法人 会計)
 - (2) (1)のアに該当している場合 収支区分(ア.している イ.していない) (アの場合の収入割合、概ね<会計法人> : <税理士事務所>)
- 8 登録申請者の雇用上の身分について ア. 会計法人の社員 イ. 税理士事務所の職員 ウ. 前記双方重複勤務
- 9 登録申請者の職務内容について ア. 会計法人の職務 イ. 税理士事務所の職務 ウ. 前記双方兼務
- 10 登録申請者への給与の支払いの状況について ア. 会計法人から支出 イ. 税理士事務所から支出 ウ. 前記双方から支出 (ウの場合の支出割合、概ね<会計法人> : <税理士事務所>)
- 11 特記事項(申請者が税理士事務所からの給与が無支給で、税理士業務補助事務を行なっている場合の理由等)
- (注) 1 記号は○で囲むこと
 - 2 会計法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、株主名簿等(出資者及び出資比率がわかるもの)を添付すること。

税理士法人と会計法人の関係について

近畿税理士会会長	様

近i	畿祝埋工会会						
	税理士法人所在地			会計法人所在地			
	税理士法人名称			会計法人名称			
	代表社員氏名			代表者氏名			
1	登録申請者氏名						
2	両法人の設立年月日 (1)税理士法人 平成・令和	年 月	日	(2)会計法人 昭和・平成・令和	年	月	日
3	事業目的 (1)税理士法人 ①			(2)会計法人(主な部分) ①			
	2			2			
	3			3			
4	登録申請者の雇用上の身分 (1)税理士法人の職員		O社員	(3)前記双方勤務			
5	5 登録申請者の職務内容について(具体的に記入のこと) (1)税理士法人の職務						
	(2)会計法人の職務						
6	登録申請者への給与支払い(1)税理士法人から支出			(3)前記双方から支出 (支出割合 概ね<税理士法人> :	<会計	法人>)	
7	特記事項(申請者が税理士法人	からの給与が無支給	で、税3	理士業務補助事務を行なっている場合の理由	等)		

- (注) 1 記号は○で囲むこと
 - 2 両法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)、株主名簿等(出資者及び出資比率がわかる もの)を添付すること。

税理士法人の社員資格証明申請書

日本税理士会連合会

会長様

申請人

住 所

氏 名

生年月日

税理士登録番号

私は、下記の税理士法人の社員となりたいので、私が日本税理士会連合会に登録された税理士であること及び税理士法第48条の4第2項各号のいずれにも該当していないことを証明して頂きたくここに申請します。

記

税理士法人の名称

事務所所在地

以上

(注) 税理士登録申請中の者は、税理士登録番号を記載する必要はありません。

旧姓使用承認申請書

日本税理士会連合会会長 様

(戸籍上の氏名) 登録番号

旧姓使用に関する事務取扱要領第3条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり旧姓を使用したいので申請します。

記

フリガナ

使用する旧姓

上記旧姓に年月日変更が生じた日

以上

- (注) 1 第1項該当者については、戸籍抄本又は個人事項証明書のうちいずれか1通を添付する。
 - 2 第2項該当者については、税理士登録番号の記載は要しない。